**（別添４）**

通訳サービス実施報告書

日本司法支援センター埼玉地方事務所　御中

　当事務所における法律相談援助に伴う通訳サービスの実施について、下記のとおり報告し、併せて所定の通訳料又は待機謝金の相当額を請求します。

報告日　　　＿＿年＿＿月＿＿日

　　　　　　　　　　　　　法律相談担当者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

記

・実施(予定)日　 　　＿＿年＿＿月＿＿日

・相談者氏名　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・使用言語　　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・通訳人氏名　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・通訳人住所

・通訳人電話番号

・請求内容　　　 　（ 通訳料相当額 ・ 待機謝金相当額 ） 　　円

　※通訳人からの領収書（又は請求書）の写しを添付してください

|  |
| --- |
|  |

・ 事務所相談における通訳料・待機謝金

1件11,000円、2件以上16,500円（税込み・交通費含む）

事前に予約していた相談者が来所しなかったため、通訳人が通訳サービスを提供しなかっ　た場合の待機謝金5,500円（税込み・交通費含む）

※ 税法上、通訳料は源泉徴収の対象とされています。ただし、給与の支払者でない個人や常時２人以下の家事使用人のみに対して給与を支払う通訳料は源泉徴収を行う必要がないとされております。源泉徴収を行う必要があるかにつきましては、税務署等へお問い合わせください。日本司法支援センターから契約弁護士等に送金される通訳料・待機謝金相当額は、源泉徴収の対象となりますので、税務申告の際に適宜調整して申告してください。